

都市再生整備計画

みずもとこうえん水元公園すいしんちくシェアサイクル推進地区

とうきょうと東京都 かつしかく葛飾区

令和7年3月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)–②

都道府県名	東京都	市町村名	葛飾区	地区名	水元公園シェアサイクル推進地区	面積	96	ha
計画期間	令和6年度	～	令和8年度	交付期間	令和6年度	～	令和6年度	

目標
大目標:様々な場面で自転車が利用できる環境づくり 小目標:公共交通機関を補完する新たな交通手段としてシェアサイクルの利用を促進し、区民や来訪者が様々な場面で自転車を活用しやすい環境づくりを進める。

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 【経緯】 ・「葛飾区基本計画」(令和3年8月)において、夢と誇りあるふるさと葛飾の実現に向けて「安全・快適な交通環境実現プロジェクト～区民の生活の「足」を支える～」などのプロジェクトを掲げている。 ・上記プロジェクトに関連する計画事業の一つとして「自転車活用の推進」を定めている。 ・自転車活用推進法(平成29年5月施行)や国の第2次自転車活用推進計画(令和3年5月)、東京都自転車活用推進計画(令和3年5月)を勘案しつつ、葛飾区基本計画などに準拠した「葛飾区自転車活用推進計画」(令和4年2月)を策定。 ・上記計画の基本理念として「人にも環境にもやさしい「自転車」を生かしたまちづくり」を掲げ、基本目標の一つとして「様々な場面で自転車が利用できる環境づくり」を定め、施策の一つとしてシェアサイクルの普及促進に取り組むこととしている。 【現況】 ・葛飾区は坂が少なく平坦な土地であることから日常的に自転車を利用しやすく、また、江戸川や荒川、中川など多くの河川が流れており、サイクリングに適した地域資源にも恵まれている。 ・交通手段として自転車を利用している割合が東京23区で最も高く、鉄道やバスと合わせて自転車が重要な交通手段の一つとなっている。 ・自転車利用者が集中する駅周辺の道路上における放置自転車は昔と比べて大きく減少しているものの、依然として違法駐輪が後を絶たない。 ・シェアサイクルの普及促進に取り組むため、民間事業者との共同事業として協定を締結し、令和4年9月から令和9年3月までの「葛飾区シェアサイクル事業社会実験」を実施している。 ・社会実験においてシェアサイクルの利用データ分析などを行い、活用状況や今後の定着の見通しなどを検証していくこととしている。
課題
・葛飾区の都立水元公園において、交通不便地域でありバス等の便も悪い。そのため来園者の多くが車で来場するが近隣道路に路上駐車を行うなどの問題も起こっている。
将来ビジョン(中長期) ①葛飾区基本計画(2021-2030)(令和3年8月策定) ・安全・快適な交通環境実現プロジェクト～区民の生活の「足」を支える～ ・計画事業の一つとして、自転車活用の推進を定めている ②葛飾区自転車活用推進計画(2022-2031)(令和4年2月策定) ・「人にも環境にもやさしい「自転車」を生かしたまちづくり」を基本理念とする ・まもる(安全意識)、つかう(利用促進)、はしる(通行空間)、とめる(駐輪環境)の4つの柱の基本目標を設定 ・基本目標の一つである「つかう(利用促進:様々な場面で自転車が利用できる環境づくり)」の実現に向け、施策の一つとしてシェアサイクルの普及促進を実施 ③葛飾区公共交通網整備方針(2019-2028)(令和元年5月策定) ・目指すべき公共交通網のあり方として、「区民(利用者)、交通事業者、区が協働し、区内を移動するあらゆる人にとって「わかりやすく・利用しやすい公共交通網」を目指す」としている ・課題として、交通結節機能などの強化、観光客をはじめとした来訪者への対応などを挙げる ・課題に対応した施策の一つとして、自転車利用環境の整備を実施

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
シェアサイクル利用回数	回／年	水元公園シェアサイクルポートにおける貸出および返却による年間の利用回数	水元公園への交通手段として、シェアサイクルの認知度が上がり、新たな交通手段として区民等に活用されているかの指標となる。	0回/年	R6年度	1800回/年	R8年度

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
【公共交通機関の補完する新たな交通手段としてシェアサイクルの利用を促進】 ・公園にサイクルポートを設置することで、シェアサイクル活用しやすい環境づくりを進める。 ・鉄道駅やバス停などの交通結節点を考慮し、交通ネットワークの補完の効果が期待される箇所などへの設置を検討する。		【協定制度等】 公園占用許可の特例を活用(サイクルポートの設置)
その他		

様式(1)-④-2

(金額の単位は百万円)

...A

...B

(参考)関連事業											
事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
合計											0

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●自転車駐車器具(サイクルポート)の整備・管理 ・区によるサイクルポート用公共用地の確保 ・民間によるサイクルポート整備・管理	官民相互に協力し、事業を適切かつ円滑に実施し、新たな交通手段としてシェアサイクルの利用を促進する。	R6～R8	葛飾区(実施主体・占用主体) 区と協定を結んだ事業者 OpenStreet・シナネン ホールディングスグループ(運営主体)			○								

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

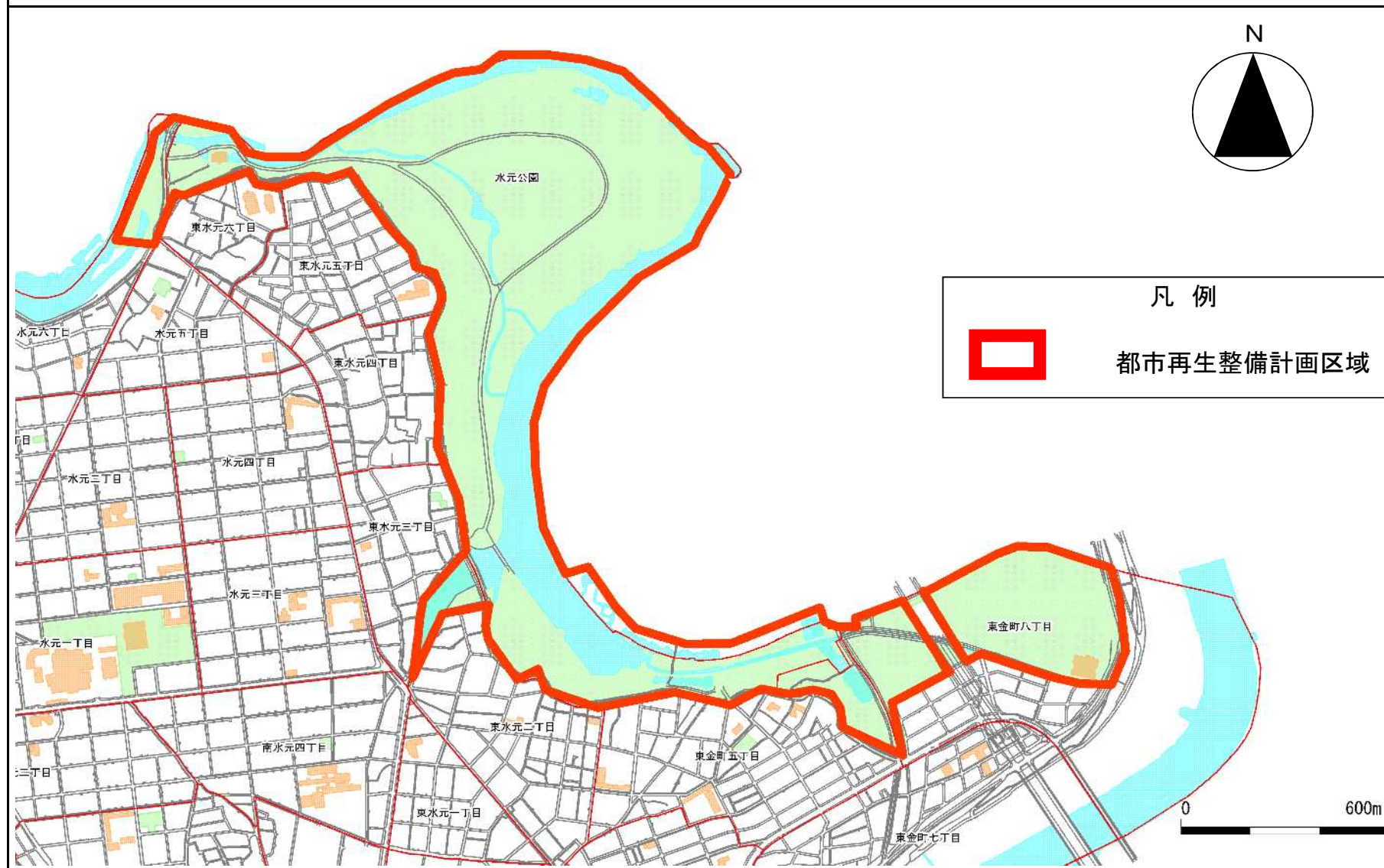
制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

[illegible]

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号1

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

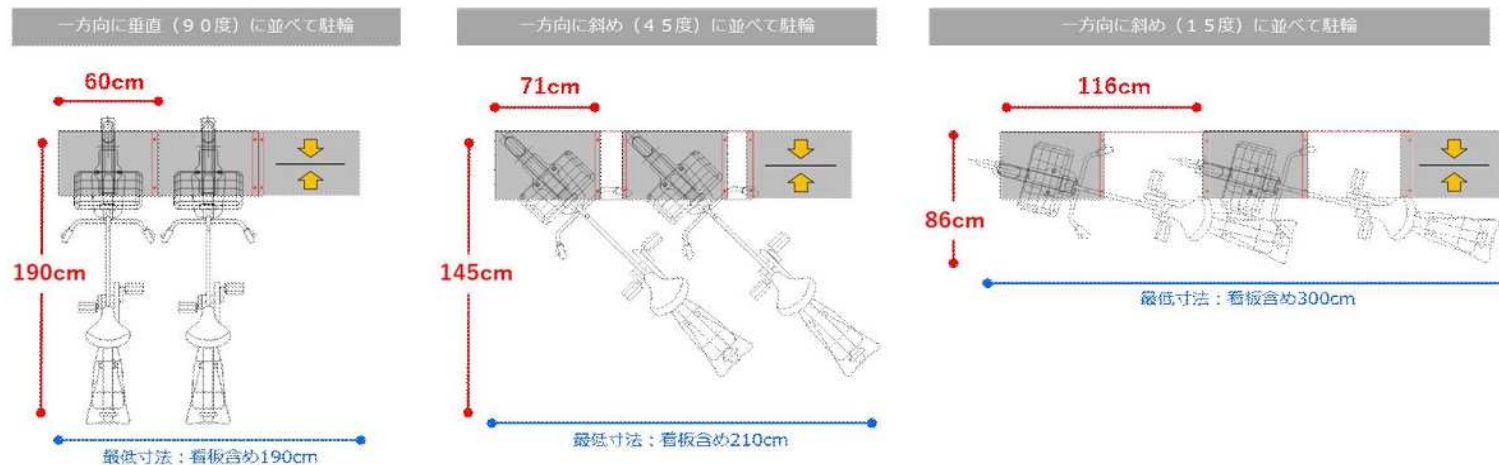
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具 法第46条第12項
事業番号1

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



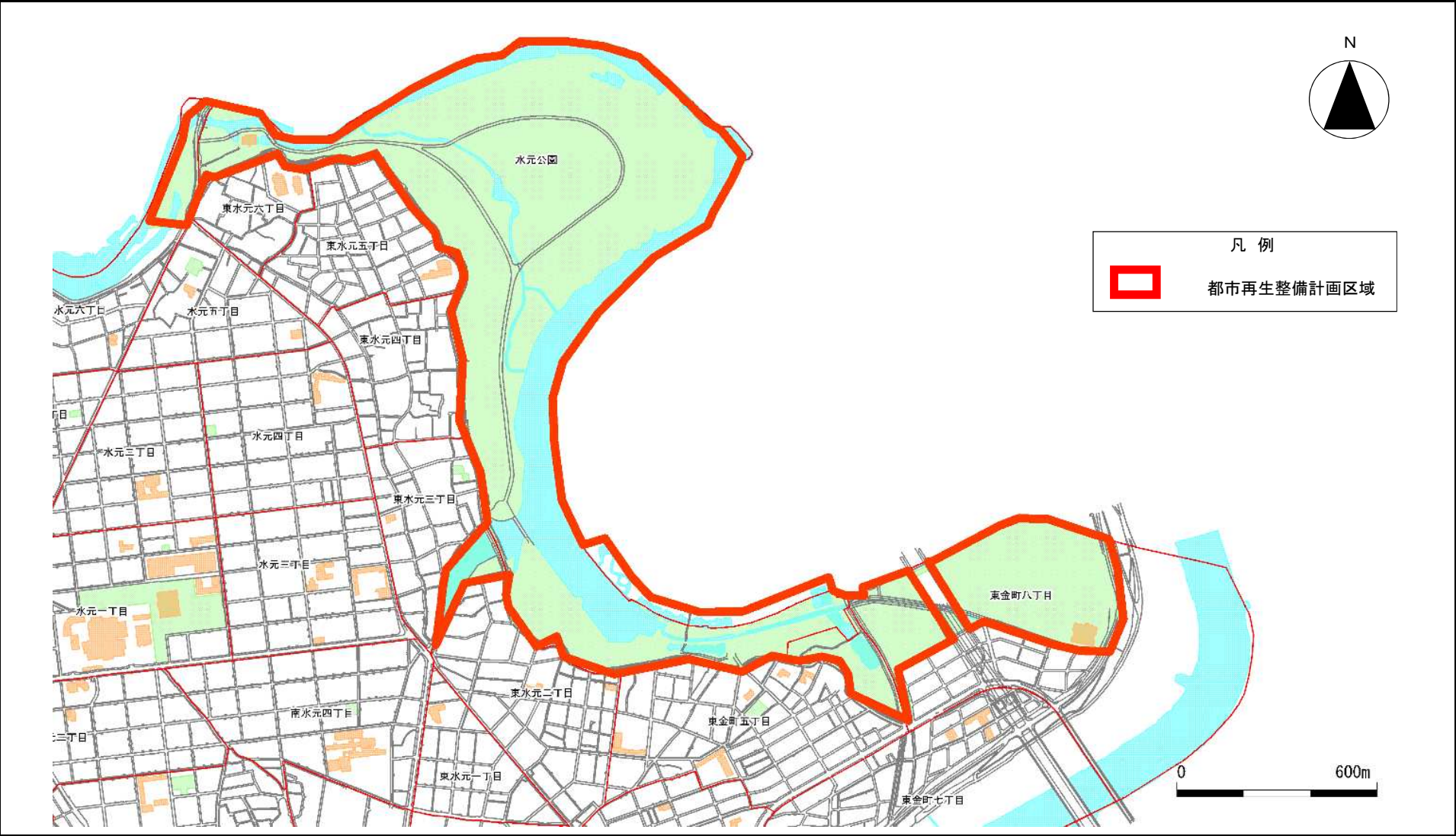
90° ラックのイメージ



45° ラックのイメージ



水元公園シェアサイクル推進地区(東京都葛飾区)	面積	96	ha	区域	都立水元公園
-------------------------	----	----	----	----	--------



水元公園シェアサイクル推進地区(東京都葛飾区) 整備方針概要図

目標	大目標: 様々な場面で自転車が利用できる環境づくり 小目標: 公共交通機関を補完する新たな交通手段としてシェアサイクルの利用を促進し、区民や来訪者が様々な場面で自転車を活用しやすい環境づくりを進める。	代表的な指標	シェアサイクル利用回数(回/年)	0回/年	(R6年度)	→	1800回/年	(R8年度)

